

## 立川市事業者通学路見守りボランティア実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める立川市立小学校（以下「小学校」という。）の児童の登下校時における安全確保を図るため、事業者通学路見守りボランティアの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 事業者通学路見守りボランティアとは、市内又は隣接市に事務所又は事業所を有する個人又は法人（以下「事業者」という。）が、小学校の通学路等において、登下校時における児童を見守る活動（以下「ボランティア」という。）をいい、次条及び第4条に規定するところにより実施するものとする。

### (活動場所)

第3条 ボランティアを実施する場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 通学路（小学校が指定する学校指定通学路をいう。以下同じ。）
- (2) 道路等（通学路以外の登下校時に児童が通行する道路等をいう。）
- (3) 校門（登下校時に児童が通行する校門付近をいう。）
- (4) 事業所等（事務所又は事業所敷地内及びその付近をいう。）
- (5) その他ボランティアを実施する小学校の学校長（以下「校長」という。）が認める場所

### (活動形態)

第4条 ボランティアの形態は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 定点型 特定の箇所に留まり実施する。
- (2) 巡回型 巡回しながら実施する。
- (3) 付き添い型 登下校中の児童に付き添い実施する。
- (4) 併行型 通勤又は就業中等に併せて実施する。
- (5) その他校長が認める形態

### (登録)

第5条 ボランティアの登録を希望する事業者（以下「申込者」という。）は、立川市事業者通学路見守りボランティア登録申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）により教育委員会に申し込むものとする。ただし、特に必要と認める場合は、教育委員会

から事業者に対し申込みの依頼をすることができる。

(登録の決定)

第6条 前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査のうえ、登録の可否を決定し、その結果を立川市事業者通学路見守りボランティア登録可否決定通知書(第2号様式)により、当該申込者に通知するものとする。

(貸与品の着用)

第7条 前条の規定により登録を受けた事業者(以下「登録者」という。)は、ボランティアの実施に当たっては、教育委員会から貸与を受けた腕章等を着用するものとする。

(教育委員会の責務)

第8条 教育委員会は、事業を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) ボランティアの実施に必要な腕章等の貸与を行うこと。
- (2) その他ボランティアの実施に必要な支援を行うこと。

(登録の変更及び辞退)

第9条 登録者は、登録を受けた事項の変更又は登録の辞退を希望するときは、立川市事業者通学路見守りボランティア登録変更・辞退届(第3号様式)により教育委員会に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第10条 教育委員会は、登録者が次条の規定に違反したとき、その他登録者としてふさわしくないと校長が認めたときは、ボランティアの登録を取り消すものとする。

(守秘義務)

第11条 登録者は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第12条 ボランティアに関する事務は、教育委員会事務局教育部学務課において処理する。

(電子申請による特則)

第13条 第5条本文及び第9条の規定にかかわらず、当該申込み及び届出は、電子情報処理組織(市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会事務局教育部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。